

大規模行為景観形成基準に基づく配慮事項（建築物、工作物）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
大規模行為に共通する事項	(1)基本的遵守事項	ア、優れた景観の形成（地域の個性の尊重、周辺との調和） イ、市町村条例との整合 ウ、住民協定等との整合 エ、周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証	
	(2)位 置	ア、景勝地等及びその周辺地域における、行為地の選定に当たっての配慮 イ、優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮 ウ、主要幹線道路等からの後退 エ、行為地が山稜の近傍にある場合、稜線を乱さないための配慮	
	(3)敷地の緑化	ア、敷地内の緑化 イ、既存樹木の修景への活用 ウ、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い	
	(4)その他	ア、敷地内の施設間及び周辺との調和 イ、屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽 ウ、屋外照明の光量 エ、行為期間中の修景 オ、その他	
建築物・工作物の新築・増築等	(1)形態、意匠、色彩及び素材	ア、地域の景観との調和 イ、場合によっては地域に親しまれるための工夫	
	(2)形 態	ア、景勝地等からの眺望への配慮 イ、圧迫感を与えないための配慮	
	(3)意 匠	ア、屋外設備と建築物との一体性 (ア) 雨水排水管等の壁面設備 (イ) 高架水槽等の屋上設備 (ウ) 屋外階段 (エ) 空調設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置 (オ) アンテナの共同化 イ、周辺との調和に配慮した看板及び広告塔の大きさ、箇所数	
	(4)色 彩	ア、基調色の周囲との調和	
	(5)素 材	ア、地域の素材の活用 イ、外壁等の材質の耐久性、維持管理の容易性	
	(6)その他	ア、電線類の地中化 イ、その他	